

## 概念フレームワークは必要か

－英米・欧州・日本、比較制度論的相対化－

2015年4月26日

### 比較制度論的相対化の重要性

概念フレームワークは必要か、この問いかけは現にあるものを相対化する点で重要である。すなわち「現にあるもの」に「現にないもの」をぶつけることで相対化すると、現にあるものの正体が見えてくる。ここでは、会計基準の概念フレームワークなるものを比較制度論的視点から相対化してみようと思う（※補足1）。

4月25日、ある先生からご案内を受けて日欧国際シンポジウム「会計基準統合のこれまでとこれから」（明治学院大学）に参加した。

講演されたパリ第9大学名誉教授のColasse教授は会計基準統合にかかわるフランスの経験をふまえたお話をされたが、そのなかでフランスの独自性という点、とりわけフランスとアングロ・サクソンとの対比が今回のテーマとかかわる。

### 多様な資本主義と概念フレームワーク

すなわち、端的に言えば、フランスには概念フレームワークなるものが存在しないということだ。この点は、ドイツでも概念フレームワークに積極的でないのと同根といえる。ではなぜか、ここが重要である。とりわけ、独仏の欧州大陸系（フランコ・ジャーマン型）と英米系（アングロ・サクソン型）の根っ子にある基本相違を見出すことが重要である。

この点で、いみじくも「会計は法律のアルジェブラ（代数）」と言われたことが、それを象徴する言葉といえる。大陸系は基本的に会計（規制）も法律の枠内なのである。もう1つは、ここが重要なところだが、同じ資本主義といっても、独仏型と英米型とはそのあり方や形は異なる。その相違が会計のあり方の相違となって現れるのである（※注1および補足2）。

英米系は証券市場を中核に据えた株主・投資家志向の会計だが、大陸系は従業員も含む多様なステークホルダー志向が強い。そこでは多様なだけに利害も異なり、多様な利害グループに受け入れられるような概念フレームワークの作成など、とても無理な話しとなる。

### アングロサクソン・モデルの本質と概念フレームワーク

重要なことは、概念フレームワークなるものが英米系のプロフェッショナル会計の産物であるということである（※注2）。さらに重要なことは、先に資本主義のあり方の相違にふれたが、その根っ子にあるものが何か、すなわちアングロサクソン・モデルの本質を理解することである。

I F R Sに代表される会計基準統合とは、とりもなおさずアングロサクソン・モデルの世界伝播であり、その根っ子を異にする欧州大陸系との矛盾（コンフリクト）と共存の形が「会計基準統合のこれまでとこれから」をうらなう重要な視点となる（※注3）。

日本の会計とりわけ会計理論は伝統的にはドイツの影響を強く受けてきたといえるが、今日の会計制度はアングロサクソン・モデルの世界伝播という世界構図（編成）のなかに組み込まれている（※注4）。

強調したいのは、英米・欧州・日本の比較制度論的な相対化であり、そこから概念フレームワークの出自も見えてくるといえる。

### 「慣習」の力

ちなみに、Colasse 教授は最後にモンテスキューを引用して講演を終えられたのが印象的だった。その引用は、私の問題意識からすれば、要するに世界「標準」（グローバル・スタンダード）に対する「慣習」（コンベンション、ソーシャル・ノーム）の力である（※注5）。

#### ※補足1：概念フレームワークは必要かー理論と制度

概念フレームワークは必要かと問われると、会計基準の全体整合性という観点から必要である、という答えが一般的だろう。それは会計基準の全体を理論的に基礎から支えるという点で意義がある。概念フレームワークは会計の「憲法」のようなものと言われるが、そこには理論的整合性という意味合いが込められているように思える（※注6）。

だが、それは始めから概念フレームワークありきという前提での議論といえる。ここではより広い観点、すなわち比較制度論的観点から、それを必ずしも必要としない国の例をみることで、概念フレームワークそれ自体を相対化する点に力点がある。そうすることで、前者の議論自体も相対化される。

#### ※補足2：西欧とアジアの国家観ー国家イメージの相違

本ブロック 2014年9月15日「日経短表によせて その2」の補遺で吉本隆明の「共同幻想論」に触れたが、吉本は西欧とアジアの国家のイメージの相違に気づいて蒼ざめるほどの衝撃を受けたと述懐している。

その相違は概念フレームワークの比較制度論的相対化という今回のテーマとどこかかわりそうに思える。独仏型、英米型に加えてアジア型（日本）の国家観の相違とのかかわりにおいて、私の1つの問題関心である。

#### ※注

注1) 拙著『揺れる現代会計』の2「資本主義の多様性と I F R Sー英米型世界標準の指摘相対」参照。

注2) この点は、概念フレームワークが「プロフェッショナル会計制度」の制度装置としての性格をもつ(村瀬儀祐『会計理論の制度分析』190ページ)という点と重なる。関連して、拙著『揺れる現代会計』109ページの補注3「現代的文脈でみる『会計現象の特質』—文書的現象と social norms」参照。

注3) ただ、米国が国内基準として I F R S 採用を見送ったことで(2012年7月 S E C レポート)、欧州、米国、日本の基準統合への政治的力学的変化(いわば3極化)のもと、日本の相対的発言力も増すことが考えられる。J M I S もその1つの現れといえる。

J M I S、とりわけ会計基準に係る基本的な考え方をめぐる議論は、拙稿「純損益、包括利益、O C I の論点」(週刊『経営財務』2015年2月2日号)参照。力学的変化は拙稿「構造と歴史」(『会計史研究学会年報 No. 33』2015年9月予定)注5参照。

注4) 拙著『変わる社会、変わる会計』コラム11「アングロサクソン・モデルの伝播—歴史文脈での相対化」参照。

注5) 拙著『揺れる現代会計』の13「衣装哲学と会計の本質—『慣習』の力」参照。

注6) 拙著『変貌する現代会計』第9章の「会計基準の『憲法』作り」(168ページ)参照。ただ、法の憲法(立憲主義)とまでいかないのは、(国税とは違って)会計裁判所がないことをみれば明らか。